

4 申請に必要な書類等 (○印は、必ず提出(提示)していただく書類です。)

減免のパターン(減免チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
提出(提示)書類	自動車の所有者(取得者)及び 運転者	身体障がい者等(本人)			身体障がい者等の 家族	
	所有者(取得者)	身体障がい者等(本人)	身体障がい者等の 家族	常時介護者	身体障がい者等(本人)	身体障がい者等の 家族
(ア) 減免申請書(様式のコピーは不可) ※1	個人番号もご記入ください ※2	○	○	○	○	○
(イ) 自動車検査証(コピーでも可)		○	○	○	○	○
(ウ) 自動車を運転される方の運転免許証(表裏両面のコピーでも可) ※3		○	○	○	○	○
(エ) 身体障がい者等であることを証する書面(原本) ※3 ※4		○	○	○	○	○
(オ) 身体障がい者等との続柄を証する書面(原本)			○		○	○
(カ) 身体障がい者等と生計を一にしていることを証する書面(原本)			○		○	○
(キ) 身体障がい者等が専ら自動車を日常の生活手段として使用していることを証する書面(原本) ※6			○			○
(ク) 常時介護者であることを証する書面(常時介護証明書)(原本)				○		

- ※1 減免申請書は、府税事務所及び大阪自動車税事務所(分室)にあります。なお、申請時にその場で記載していただいても結構です。
- ※2 個人番号を記載された場合は、個人番号カードなど本人確認書類の提示・提出をお願いします。なお、大阪自動車税事務所(分室)に提出いただく場合は、記載は不要です。
- ※3 現住所確認のため、他に住民票等の提出をお願いすることがあります。
- ※4 表中(エ)の身体障がい者等であることを証する書面を現在申請中の方は、手帳を交付申請中であることを証する申請書控等(障がいの区分、等級がわかるもの)を提出していただき、手帳の交付後に手帳の原本を、申請された窓口にご持参ください。また、P1~2に記載されている手帳のうち、複数の手帳等の交付を受けている方は、そのすべての手帳等をご提示ください。
- ※5 精神障がい者の方は、表中(オ)、(カ)及び(キ)の書類又は住所を担当する保健所が発行する「自動車税等に係る生計同一証明書」のいずれかを提出してください。(精神障がい者保健福祉手帳の「障がいの程度が1級」かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けておられる方に限ります。)
- ※6 公的な書類等が提出できない場合には、民生委員の発行する状況確認書を提出してください。なお、民生委員がその状況の確認が困難な場合等、発行できないことがあります。状況確認書の用紙は府税事務所及び大阪自動車税事務所(分室)にもありますのでご利用ください。

5 申請期限について

新たに自動車税(種別割)の身体障がい者等減免を申請される方で、下記の申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。

ただし、自動車税(環境性能割)については、申請期限(自動車の登録の日)を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

	新たに自動車を取得する場合(※1)(※2)	既に自動車を所有している場合	
		4月1日に減免要件に該当している場合	4月1日後に減免要件に該当することとなった場合
対象となる税目	・自動車税(種別割)(※3) ・自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)	自動車税(種別割)(※3)(※4)
申請期限	自動車の登録の日	自動車税(種別割)の納期限 ^(注)	減免事由に該当すること ^(注) となった日から60日以内
申請書等の提出場所	大阪自動車税事務所各分室(裏表紙参照)	最寄りの府税事務所(裏表紙参照)	

(注) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、府税事務所の窓口混雑緩和のため、以下のものに限り、減免申請期限を令和4年6月30日まで延長することにしました。

なお、納期限は延長されませんので、車検を受けるために納税証明書が必要な方は、ご注意ください。

- ・既に自動車を所有している場合で、賦課期日時点で減免要件に該当しているもの
- ・申請期限が令和4年4月1日~同年6月29日の間に到来するもの

※1 自動車を移転登録により取得した場合

【自動車税(環境性能割)について】

自動車税(環境性能割)が課税される場合には減免を受けることができますので、自動車の登録の際に減免申請を行ってください。なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合は、免税となります。

【自動車税(種別割)について】

自動車を取得した年度の自動車税(種別割)は前所有者に課税されているため、新所有者は翌年度の自動車税(種別割)から減免の対象となります。申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税(種別割)の納期限までとなりますので、申請期間内に最寄りの府税事務所に減免申請を行ってください。ただし、自動車の取得時(登録の日)に自動車税(環境性能割)の減免を受けられた方については、翌年度以降、府税事務所から送付する「自動車税(種別割)減免更新申立書」を定められた日までに返送してください。(詳細は10ページをご覧ください。)

※2 登録時に自動車税(環境性能割・種別割)のどちらも課税されない場合(税率が非課税となる自動車を3月に登録した場合等)の申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税(種別割)の納期限までとなります。なお、減免申請は、最寄りの府税事務所で行ってください。

※3 減免額は、自動車を取得した日の属する月の翌月又は減免要件に該当することとなった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。(計算方法は下記を参照してください。)
また、申請期限を過ぎて申請された場合は、申請のあった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。

※4 減免事由に該当することとなった日が3月中の場合、当該年度は減免対象となる自動車税(種別割)の税額がありませんので、翌年度分の自動車税(種別割)について4月1日から納期限までの間に減免申請を行っていただくこととなります。

例：令和元年10月以降に新車新規登録した1,990ccの自家用乗用車(年税額36,000円)で

8月に減免要件に該当した場合、9月~3月までの7か月が減免対象となります。(5か月分が課税)

$36,000 \times 5/12 = 15,000$ (100円未満切捨て)

$36,000 - 15,000 = 21,000 \Rightarrow 21,000$ 円が減免額となります。

※ 既に36,000円を納付している場合は、後日21,000円が還付されます。